

国立大学法人東京海洋大学個人情報保護規則の様式に係る取扱いについて

学 長 裁 定
平成29年 5月30日
改正 令和 4年 3月30日

国立大学法人東京海洋大学個人情報保護規則（平成17年海洋大規第268号）に基づき学長が定める所定の様式を次のとおり定める。

様式	様式名称	関係条項
第1号	保有個人情報開示請求書	第23条1項 ※
第2号	開示決定通知書	第28条1項
第3号	開示の実施方法等申出書	第28条1項
第4号	開示をしない旨の決定通知書	第28条2項
第5号	開示決定等期限延長通知書	第29条2項
第6号	開示決定等期限特例延長通知書	第30条1項
第7号	他の行政機関の長等への開示請求事案移送書	第31条1項 ※
第8号	開示請求者への開示請求事案移送書（他の行政機関の長等）	第31条1項
第9号	第三者意見照会書（法第86条第1項適用）	第32条1項
第10号	第三者意見照会書（法第86条第2項適用）	第32条2項
第11号	第三者開示決定等意見書	第32条1項2項
第12号	開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書	第32条3項
第13号	訂正請求書	第37条1項 ※
第14号	訂正決定通知書	第39条1項
第15号	訂正をしない旨の決定通知書	第39条2項
第16号	訂正決定等期限延長通知書	第40条2項
第17号	訂正決定等期限特例延長決定通知書	第41条
第18号	他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書	第42条1項 ※
第19号	訂正請求者への訂正請求事案移送通知書	第42条1項
第20号	保有個人情報の提供先への訂正決定通知書	第43条1項
第21号	利用停止請求書	第45条1項 ※
第22号	利用停止決定通知書	第47条1項
第23号	利用停止をしない旨の決定通知書	第47条2項
第24号	利用停止決定等期限延長通知書	第48条2項
第25号	利用停止決定等期限特例延長通知書	第49条

第 26 号	諮問書（開示決定等）	第 51 条 1 項
第 27 号	諮問書（訂正決定等）	第 51 条 1 項
第 28 号	諮問書（利用停止決定等）	第 51 条 1 項
第 29 号	諮問書（開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為）	第 51 条 1 項
第 30 号	諮問した旨の通知書（審査請求人等）	第 51 条 1 項
第 31 号	開示請求に係る手数料の免除申請書（特定個人情報に係る開示請求関係）	※
第 32 号	開示請求に係る手数料の免除決定通知書（特定個人情報に係る開示請求関係）	※
第 33 号	開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書（特定個人情報に係る開示請求関係）	※
第 34 号	委任状（個人情報に係る開示請求用）	
第 35 号	委任状（特定個人情報に係る開示請求用）	※
第 36 号	委任状（個人情報に係る訂正請求用）	
第 37 号	委任状（特定個人情報に係る訂正請求用）	※
第 38 号	委任状（個人情報に係る利用停止請求用）	
第 39 号	委任状（特定個人情報に係る利用停止請求用）	※

（注）関係条項の※部分は特定個人情報に係る開示請求等に関するもの。

附 則

この取扱いは、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和4年4月1日から施行する。